

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立みなとさかい交流館管理規則 (港湾課)

旧鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課)

◇人委規則 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、

休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立みなとさかい交流館管理規則

一 目的 (第一条関係)

この規則は、鳥取県立みなとさかい交流館 (以下「交流館」という。)のマリンプラザ二十一及び会議室の管理に關し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

二 開館時間 (第二条関係)

交流館の開館時間は、マリンプラザ二十一にあつては午前九時から午後四時三十分までと、会議室にあつては午前八時三十分から午後五時までとすること

とした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

三 休館日 (第三条関係)

1 交流館の休館日は、マリンプラザ二十一にあつては一月一日と、会議室にあつては日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び十二月二十九日から翌年一月三日までの日とすることとした。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

四 利用の申込み (第四条関係)

1 マリンプラザ二十一を利用しようとする者は、知事に申し込まなければならないこととした。

2 会議室を利用しようとする者は、利用しようとする日 (当該利用が二日以上にわたる場合は、その初日) の一年前から七日前までに、申請書を知事に提出しなければならないこととした。

五 入館券及び利用許可書の交付 (第五条関係)

知事は、マリンプラザ二十一の利用の許可をしたときにあつては入館券を、会議室の利用の許可をしたときにあつては許可書を交付するものとする事とした。

六 利用許可の変更 (第六条関係)

会議室の利用の許可を受けた者 (以下「会議室利用者」という。)は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。

七 利用の辞退の届出 (第七条関係)

会議室利用者は、会議室の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ届出書を知事に提出しなければならないこととした。

八 施設設備の毀損等の届出 (第八条関係)

利用許可を受けた者は、マリンプラザ二十一又は会議室の施設設備又は展示

物を毀損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

九 利用の終了の届出（第九条関係）

会議室利用者は、会議室の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

十 使用料の減免（第十条関係）

使用料の減免は、七十歳以上の者が利用するとき、その他知事が特に必要があるときと認めるときに行うこととし、減免を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならないこととした。

十一 雑則（第十一条関係）

この規則に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十二 施行期日

この規則は、平成九年七月一日から施行することとした。

◇旧鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 住戸改善を実施した県営住宅の平成十年三月三十一日までの家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種別	住戸番号	戸数	一月の家賃額
面影団地	第一種県営住宅	五―一〇一号から五―一〇四号までの住宅	四	三三〇、五〇〇円
		五―二〇一号から五―二〇四号まで、五―二〇一号から五―三〇四号まで及び五―四〇一―号から五―四〇四号までの住宅	一一	二三四、〇〇〇円

二 この規則は、平成九年五月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則をここに公布する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成九年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立みなとさかい交流館（以下「交流館」という。）のマリンプラザ二十一及び会議室の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 交流館の開館時間は、マリンプラザ二十一にあつては午前九時から午後四時三十分までと、会議室にあつては午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を交流館に掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 交流館の休館日は、マリンプラザ二十一にあつては一月一日と、会議室にあつては日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年一月三日までの日とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定より臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み)

第四条 マリンプラザ二十一を利用しようとする者(次項に規定する者を除く。)は、使用料を払い込むことにより知事に申し込まなければならない。

2 マリンプラザ二十一を利用しようとする者で条例第八条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

3 会議室を利用しようとする者は、利用しようとする日(当該利用が二日以上にわたる場合は、その初日)の一年前から七日前までに、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入館券及び利用許可書の交付)

第五条 知事は、マリンプラザ二十一の利用の許可をしたときにあつては様式第二号による入館券を、会議室の利用の許可をしたときにあつては様式第三号による許可書を交付するものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(利用許可の変更)

第六条 会議室の利用の許可を受けた者(以下「会議室利用者」という。)は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第四号による申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第七条 会議室利用者は、会議室の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第五号による届出書を知事に提出しなければならない。

(施設設備の毀損等の届出)

第八条 条例第三条の規定による許可を受けた者は、マリンプラザ二十一又は会議室の

施設設備又は展示物を毀損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第九条 会議室利用者は、会議室の利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(使用料の減免)

第十条 条例第八条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。

一 七十歳以上の者が利用するとき。

二 その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項第二号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第六号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成九年七月一日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立みなとさかい交流館会議室利用許可申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所

氏名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立みなとさかい交流館会議室を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的					
利 用 期 間	年	月	日 ()	時	分から
	年	月	日 ()	時	分まで
利用予定人員	人				
利用責任者氏名					
備 考					

注 利用責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。

様式第2号(第5条関係)

(年月日) (番号)

マリンプラザ21

入 館 券

()

当日限り有効

¥ _____

(年月日) (番号)

入 館 券 控

()

¥ _____

備考 () 欄は、利用の区分に応じ、次のように表示する。

- (1) 児童又は中学校の生徒で個人の場合.....個・小
- (2) 児童又は中学校の生徒で団体の場合.....団・小
- (3) 高等学校の生徒、学生又は一般人で個人の場合.....個・大
- (4) 高等学校の生徒、学生又は一般人で団体の場合.....団・大

様式第3号 (第5条関係)

鳥取県立みなとさかい交流館会議室利用許可書

第 号

住所

氏名

様

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

職 氏

名 印

年 月 日付けで申請のあつた鳥取県立みなとさかい交流館会議室の利用に
ついで、次のとおり許可します。

利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利 用 料 金	円
許 可 の 条 件	

様式第4号 (第6条関係)

鳥取県立みなとさかい交流館会議室利用許可変更申請書

年 月 日

職 氏

名 様

申請者

住所

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

利用許可を受けた事項を変更したので、次のとおり申請します。

許 可 及 び 利 用 期 間	年 月 日	第 号
利 用 期 間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前 後
変 更 理 由		

添付書類 変更に係る利用許可書

様式第5号(第7条関係)

鳥取県立みなとさかい交流館会議室利用辞退届出書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立みなとさかい交流館会議室の利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

許可及び 利用目的	年月日 年 月 日	第 号
利用期間	年 月 日 () 時 分から	年 月 日 () 時 分まで
辞退理由		

添付書類 辞退に係る利用許可書

様式第6号(第10条関係)

鳥取県立みなとさかい交流館使用料減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所

氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり鳥取県立みなとさかい交流館の使用料を減免してくださるよう申請します。

利用年月日	年 月 日
利用施設	
利用予定人員	人
利用責任者氏名	
使用料の額	
減免申請の額	
減免を必要とする理由	

注 利用責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。

旧鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

旧鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成九年三月鳥取県規則第三十号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
別表面影団地の項中

第一種県営住宅	一号から四号までの住宅	四	二五、九〇〇円
第一種県営住宅	一号から四号までの住宅	四	二五、九〇〇円
〃	八一号から一一二号までの住宅	三三二	一四、八〇〇円

に、

を

〃	四一二〇一号、四一二〇二号、四一三〇一号、四一三〇二号、四一四〇一号及び四一四〇二号の住宅	六	三三二、二〇〇円
---	---	---	----------

を

〃	四一二〇一号、四一二〇二号、四一三〇一号、四一三〇二号、四一四〇一号及び四一四〇二号の住宅	六	三三二、二〇〇円
〃	五一一〇一号から五一一〇四号までの住宅	四	三四、五〇〇円
〃	五一二〇一号から五一二〇四号まで、五一三〇一号から五一三〇四号まで及び五一四〇一号から五一四〇四号までの住宅	一二	三四、〇〇〇円

に

改める。

附 則

この規則は、平成九年五月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条の表第五号中「七月」を「満二十三週」に、「八月から九月」を「満二十四週から満三十五週」に、「十月」を「満三十六週」に改める。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の表第五号中「七月」を「満二十三週」に、「八月から九月」を「満二十四週から満三十五週」に、「十月」を「満三十六週」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】